

令和5年度

南三陸町議会会議録

2月会議	2月14日	開	会
	2月14日	散	会

南三陸町議会

令和6年2月14日（水曜日）

令和5年度南三陸町議会2月会議会議録

令和6年2月14日（水曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主幹	佐藤美恵
主事	小野真里

議事日程 第1号

令和6年2月14日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 行政報告
 - 第 4 議案第47号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 5 議案第48号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第49号 南三陸町第3次総合計画の策定について
 - 第 7 議案第50号 令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変御苦労さんでございます。今年に入って初の議会となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和5年度南三陸町議会2月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

1件だけ伺いたいと思います。行政報告の1ページ、一番最後の下の工事についてなんですけれども、地元の皆さん、多分喜んでいると思うんですけれども、まだまだこの地区は危険な場所もあります。そこで伺いたいのは、町内至るところにそういった状況はあるんでしょうけれども、今後、優先順位もあるんでしょうけれども、こういった形で進めていくのか

伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 維持管理、あと局部改良につきましては、適宜必要な箇所を選定いたしまして、安全、あとは利便性の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それで伺いたいのは、よく地元の人たち言うと、予算がない云々と言うんですけれども、復興事業もほとんど終わって、今後そういったところに予算配分等はできるのかどうか、今後予算審議もあるんですけれども、そののところが簡単に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当課といたしましては、必要な経費等々を一応計上はさせていただいて、要求はさせていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 今、建設課長からお答えありましたように、当然ながら安心・安全というふうな観点が一番重要でございますので、そういった意味では必要なところには必要な予算をつけるという流れでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

4点ほどお伺いします。

1ページの2段目、令和5年度林道蛇王線外5路線林道維持工事の中で、蛇王線は分かりますけれども、その工事内容なんですけれども、除草工とあります。この除草工の工事の内容をお伺いします。

それから、これは入札で予定価格のほぼ近い額なので、今何かこのシステムを使うと物すごくこの予定価格に近づくということを聞いておりますけれども、その機械のデータで出したからこうなったのかなと思われましてけれども、その辺。

それから、次ページ、2ページの一番上の令和5年度町道蒲の沢2号線道路改良工事、これも乗り入れ工とありますけれども、6か所あります。この内容もお伺いします。

その下、令和5年度町道石泉線道路改良工事、ここ伊里前地内とありますけれども、旧駅前、旧駅裏ガードをくぐって、それからの川沿いだと思われましてけれども、これ復旧工事でやれなかったのか。震災でこの道路、側溝、傷んだところだと思われましてけれども、その内容を

お伺いします。

最後に、一番下、農道泊崎線路面舗装工事、この内容もお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、1点目でございます。1ページ目の中段の蛇王線でございますが、工事概要に記載のとおり除草の工事でございます。その他、若干素掘りの側溝の手直しとか、そういったものもございしますが、基本的には維持管理ということで除草がメインになっているということでございます。

それと、予定価格でございますが、予定額につきましては、再三御説明しておりますように私どもがお答えする立場にはございませんので、各業者さんのほうで判断の上、入札金額を設定されて札入れをされた結果がこの行政報告に出ているということで御理解をいただければと思います。

それと、3点目になるんですかね、2ページ目でございます。蒲の沢線でございますが、本線道路のほうにつきましては終わっておりますが、なかなかちょっと地元の方々の用地への乗り入れの通路等々、協議にちょっと時間を要したために今回発注をして、要はいわゆる機能補償と呼ばれるような通路を設置するというようなものでございます。

それと、4点目でございます。石泉線の道路改良工事でございますが、こちらにつきましては今年度本当は全体的にやろうかなというお話をしていたんですが、来年、次年度ということもお話をさせていただいた経緯がございますが、その他の工事の入札差金等々でできる部分は今年度やろうということで、場所につきましては駅裏でございます。

それと、今回の内容といたしましては、田んぼが復旧工事等々の関係でほぼほぼ道路と同じ高さになったということで、境界はそのままで、盛土をして側溝を路面と同じ高さに上げることによって、幅員が1メートル程度全体的に広がるということで、予算の許す範囲ということで今回は174メートルの盛土と側溝の据付けの予定をしております。

それと5点目でございますが、農道の泊崎線につきましては舗装工事ということではございますが、俗に落ち蓋ではなくてかけ蓋式の側溝がちょっと入ってございまして、それにかけ蓋をすることによって路面との段差が生じるというようなこともございますので、その部分の蓋がけ及び舗装のすりつけを行うというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1ページ目から行きます。この除草工なんですけれども、要するに草を

取り除くという工事だと思うんですけども、今この時期草があるのか……（「枯れ草」の声あり）枯れ草を取るのか。枯れ草を刈るといっても、この辺今草がなくて、今のほうがいいのか。その辺お伺いします。

それから、乗り入れ工、蒲の沢2号線乗り入れ工と言いましたけれども、災害復旧でこの3号線やったわけなんですけれども、その3号線からの関係はないのか。今聞いていますと、2号線の道路の乗り入れということなんですけれども、この辺かなり枝線、あそこは畑に歩く道路がいろいろありますけれども、その細かい道路の乗り入れだと思われましてけれども、その辺ですね。3号線の絡みは全然関係ないのか。ということは、3号線やったときこういうもしこの絡みがあれば、その辺もできたのかなと思うので伺いますけれども、2号線だからまるっきり関係ないのか。その辺、再度お伺いします。

それから、石泉線なんですけれども、ここ土盛りして道路の高さにするという話なんですけれども、その側溝には蓋かけがあるのか。広くなった分、道路として使えるのか、その側溝だけなのか。私さっき復旧予算でできなかったのかと言いましたけれども、それはどういう説明になるのか、再度お願いします。たかが1,000万なんですけれども、復旧工事、あそこは全部津波が乗って大変な道路状況だったので、それらを使えなかったのかどうかということです。確認します。

それから、農道泊線ですけども、今大磯線からのつながりの道路なのか、場所をもう少し詳しくお願いします。というのは大磯線、蓋かけがなって大分通りがよくなっているので、その延長線なのか。場所をもう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 蛇王線外につきましては、確かに今除草として適切な時期かと言われると、もう少し早くできればよかったのかなという部分はございますが、いずれにしても枯れ草であっても繁茂しているということでございますので、刈る必要があるということで、今回は蛇王線のほか、磯の沢、主田沢、万太郎線、保呂羽山、内山線、これらの路線の除草を予定しておるところでございます。

それと、2点目でございます。今回はあくまで蒲の沢2号線の道路改良工事に伴いまして道路が上がったり下がったりということ、路面の高さがということで、乗り入れに支障を来している部分の機能補償ということでございますので、基本的には横断3号線には関連はございません。

それと、石泉線でございますが、これは議員も御承知のとおり、つい最近まで国交省等の土

砂が旧保育所の下あたりですか、にありまして、なかなか重機も通ると、直してもまたすぐ壊れるというような状況でございましたし、また復興庁等々の協議においてもその辺も議論されたものというふうには認識してございますが、結果として復旧工事では最終形の仕上がりも分かりませんし、今回は最終形が見えたので、路面のほう側溝を埋めて側溝を上げて、かさ上げをして路幅を広くすると。側溝につきましては、蓋がけの側溝を予定してございます。

それと、農道泊崎線でございますが、場所と言われますとなかなか説明がちょっと難しいところはあるんですが、集会所のほうから順次やってございますので、どちらかといいますと終点側といいますか、北側に近い部分を今回舗装等をやる予定にしておるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 除草工については、今の時期仕方なかったということですので、この辺、今後遅れることなく早めにやっていただけたらありがたいと思います。

それから、2号線の関係ですけれども、乗り入れ工と言いましたけれども、あの2号線は、一般質問でも話しましたけれども、300メートルぐらいの未舗装の部分がありますので、地元の人たちの要望がないと一般質問のとき御答弁なされましたけれども、地元の要望があるから私は一般質問で申し上げていたんです。ですから、その辺をよく加味してこれからの工事のほうをしていただきたいと思います。

それから、石泉線の関係なんですけれども、そうですね、土砂が埋まったままということは、震災から何もしないで手つかずでそこに埋まったままと、13年間も埋まったままになっているわけです。こういうことも早めに復旧予算のほうに上げてやれば、たかが1,000万と思うかもしれないですけれども、これは復旧予算でやれるはずでなかったかなと。今ですとこの900万というものが単費になると思うので、その辺申し上げておきます。

それから、次の泊線なんですけれども、これも今課長が言ったように、集会所のほうからといいますと、大分入り口が蓋かけになって、道路にすぐこう行けるようなので、北側といいますとその延長線になるのかなと思われましてけれども、この辺、年度ごとに完成できるようにお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 石泉線に関しましては、先ほども申し上げましたとおりタイムスケジュール的に復興予算に計上するいとまがなかったというのが正直なところでございまして、

復興予算ではできなかったというのが実情でございます。

それと、蒲の沢線でございますが、要望があればやるのかというお話でございますが、それは状況によります。さきの議会でも答弁をさせていただきましたが、現在、通行量、その他の関係、家屋が建っているところについては一定程度県道に出られるように今舗装はしてございますし、その奥の部分、緊急性、今要望があるからすぐやらなきゃいけないのかと言われてますと、そういう状況にはないというふうに認識をしております。

それと、農道の泊線でございますが、ちょっと社名を上げるとあれなんです、丸寿水産さんの周辺を施工する予定としてございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第47号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第47号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第47号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、効率的かつ効果的で持続可能な行政組織の構築のため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、議案第47号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案関係参考資料のほうで御説明いたしますので、議案関係参考資料3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

御覧のとおり右側の現行で記載しております行政管理課を、改正案で廃止するものでござい

ます。

まず最初に、本改正を行う背景につきまして御説明いたします。

令和3年度1月会議において、行政管理課の設置理由についての1点目は、復旧・復興事業の進捗に伴う組織の再編、2点目が、農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案に伴い、監査委員からの勧告に対する必要な措置として内部統制の確立、いわゆる事務処理の適正化といった意味合いで行政管理課を設置した経緯がございます。

今般、本改正につきましては、当該補助金不正流用事案が昨年度において和解が成立し、内部統制といった事務処理の適正化につきましては、これまで行政管理課より事務処理適正化に向けた通達等の周知により改善が図られ、一定程度のめどが立ったということが大きな理由の一つであります。また、現状において人員が充足されていない課もあることから、人員配置の面から、今後の行政運営におけるスケールメリットを生かすため、本改正を行うものでございます。

なお、議案関係参考資料3ページ、中段の第3条に記載しておりますが、今後これまで行政管理課が担っておりました行政改革の推進に関することにつきましては、企画課で所掌いたします。

記載はありませんが、行政監査の報告、指摘事項などの処理の事務や訴訟、和解、行政不服審査請求に関する事務につきましては、総務課が所掌いたします。

また、議案関係参考資料の4ページをお開き願いますが、上段右側、現行に記載の町民税務課で所掌しております税外収入の事務につきましては、改正案において、滞納対策に係る総括事務を会計課で所掌するということといたします。

参考までに次の5ページをお開き願います。

令和6年度の南三陸町行政組織機構図（案）をお示ししておりますが、今回の改正において変更となる部分を赤書きで記載しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。

何点かお伺いします。

参考資料の3ページです。ただいまの説明では、行政管理課が人員配置もう大変なのということで、不正流用問題も解決済みということで企画のほうに入るといふことなんですけれ

ども、それは分かります。そうした中で入った場合、企画の改正案（9）に行政改革の推進に関することとあります。しかし、現行では行政管理課の職務として3点あります。行政の考査に関すること、2つ目、事務の管理改善に関すること、3つ目、行政改革の推進その他の行政運営の改善に関することとあります。この3つ目の途中までは、今度の改正案に行政改革の推進に関することと入っています。これしか入っていないんですね。そうした場合、この行政の考査に関することと、2点目の事務の管理改善に関すること、これはどういうふうに見ればいいんですか。このままスライドしていけば分かるんですけども、ここの現行の1番、2番はどこの所掌をすることになるんですかということ。それが1点。

それから、次のページ、4ページ目の今度は町民税務課の税外収入の関係です。ここは、現行は税外収入は調定及び収納に関すること、これは町民税務課でやっております。そうすると、改正案のほうは出納室、これが税外収入の滞納対策に係る総括に関すること。総括というと全体を総括するもので、調定及び収納、これが入らないような総括だけになると、この文言が入らないと、ここで調定、収納、収納はもちろん会計室でやりますけれども、調定、その辺までやれるのかどうか。その辺、御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） まず、1点目の御質問、3ページの行政管理課に記載されております現行の（1）、（2）、これについてはどこに行くのかというふうな部分でございますけれども、若干詳細説明でも触れましたけれども、例えば行政監査の報告、指摘事項に関する処理については総務課で行うというふうにお話をしたと思いますので、実質の細かい部分に関しましては、それは規則で定めますので、あくまで大枠というふうなことで御理解いただきたいと思うんですけども、先ほど言ったように行革は企画課、そのほか訴訟、和解、あと行政不服審査、そういった部分の行政の考査に関することにつきましては総務課というふうな区分けでございます。ここに総務課がないというのは、そもそも現行で総務課の総務法令係という係がありますので、改めてここには記載していないという内容でございます。

2つ目、4ページの税外収入の件でございますけれども、滞納の総括に関することは会計課というふうなお話をさせていただいたんですけども、まず税外収入につきましては、町税とあとは国保税以外の収入でございます。これまでもこれからも、例えば住宅料ですとか学校給食費等々あるんですけども、それは各課で担当をしていただきます。各課で行うということ。す。

ただ、これまでのやり方ですと、例えば滞納者につきましては、今お話しした11の債権ある

んですけども、同じ人が複数またがっている部分もありますので、そういった滞納者の名寄せですとか、あとは滞納者ごとの台帳の整備ですとか、あとは各債権、それぞれ債権の時効、そういった部分の確認という意味で司令塔としての役割を担っていただくというふうな内容でございます。ただ例えば督促ですとか、強制力を伴うような決定、議論の審議につきましてはまた別な組織で、別な組織というのは副町長をトップとした各課の代表によるいろんな対策会議というのがありますので、そういった部分での審議は別組織で行うというふうな内容となっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今説明受けましたけれども、そのほかのものは規則で定めるということなんですけれども、行政監査などを総務課で持つのであれば、個人的には総務課のほうにこの行政管理課を入れたほうがいいのかと思われましてけれども、企画に入れたという大きな要因は何だったのかお伺いいたします。

それから、税外収入の関係なんですけれども、今までどおり調定、収納に関することは町民税務課が行って、本当の総括的な部分だけを出納室のほうで会計課がやるという今の説明で解しているのか。その辺、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 1点目の行革をなぜ企画課に入れたかですか。行政改革につきましては、何といたしましょうか、当然行政管理課がない以前も企画課のほうにございました。当然、行政改革ですので企画課が持つべき業務ということで、今回企画課に戻したというふうな内容でございます。

あと、先ほどの税外収入の関係ですけれども、もう一度お話ししますけれども、町民税務課に関しては町税と国保税です。それ以外の税外収入に関しましては、先ほど例を申し上げましたけれども、11ほどあるんですが、それは各課で行います、これまでと同様。ただ、その総括的な管理、管理といいますのは名寄せだったり、あとは各課それぞれ時効とか、それぞれの課で行っている部分の取扱いがばらばらである可能性もありますので、それは同じ税外収入は取扱いは統一しましょうということで、会計課で総括で持つというふうな内容でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。

ほかにごございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、創設された目的ということで先ほど課長より説明ありました。復興推進が落ち着いたこと、あと不正流用問題の処理がほぼほぼだという、そういう説明ありました。そこで伺いたいのは、令和4年から5年、課長を含め5名から4名の体制で回してきたと思われるんですけれども、これまでのこの課による人件費というんですか、それがもし分かっていたら、大体どれくらいの割合なのか伺いたいと思います。さらに、不正問題を扱ってきたウエートというか、それがもしお分かりでしたら、その割合等を伺いたいと思います。

あともう一点は、不正流用問題の解決に当たったということで、弁護士費用等についても伺いたいと思います。そこで弁護士費用のうち、これまたどうか分からないんですけれども、不正流用問題分がどれだけだったのか。ちなみに弁護士費用としては、令和2年が決算ベースで256万、3年ですと332万、4年だと198万、そして5年度が532万と、このような決算あるんですけれども、そこでお分かりでしたら、弁護士費用分の不正流用に当たった分が幾らだったのか伺いたいと思います。

あともう一点、同じ解決の費用としましては、監査委員費の時間外労働分の異例とも思われる増加分は多分不正流用問題への対応分だったのかと思われまので、その部分も伺いたいと思います。ちなみに決算ベースですと、令和2年あたりから時間外が4万6,000円で、次の年が20万、その次の年が125万、そしてあと予算、今年度は7万という、そういうことで決算になっていますので、その増加分とも思われる部分がどれくらいこの不正流用の分に当たられたのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 1点目でございますけれども、人件費どれぐらいかというふうなお話だったと思うんですけれども、これは行政管理課職員の人件費という意味だと思うんですけれども、すみません、ちょっとそこも詳しくはといたしますか、詳細はあれですけれども、現行4人おりますので、2,000万以上の人件費はあるのかなというふうには思っております。

あと、仕事のウエート、割合等につきましては行政管理課長よりお答えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 私、お答えする部分といたしまして2つほどあったのかなと思っています。

1つ目は、不正流用問題に関する業務上のウエートはというお尋ねがございました。これは私、5年度に赴任してまいりましたけれども、5年度についてはそう大きなものではなかったのかな、小さくもないんですけれども、一定程度の決着といたしますか、結論が出たものに

対して、その賠償部分をいただいてきちんと収納してきたというふうな事務、それから最後に不起訴というふうな結果が出ましたので、これを受けて御報告をさしあげたというふうなところがございました。ただ、4年度までについては、当然相当なボリュームがあったろうと思っています。和解に向けた協議、そういったのもございましたし、議員御承知のとおり特別委員会等も相当ございましたので、何分の幾らというふうな数字で申し上げることはなかなかできないですけれども、相当のウエートはあったものというふうに思っております。

それから、あともう一つ、弁護士費用が不正流用部分に対してどの程度だったかというふうなお尋ねでございました。3年度、4年度は決算ベースで数字をお示しいただきましたし、5年度については予算ベースだったかと思います。実際この部分については弁護士事務所との契約もございますので、これが幾らですというふうなところを申し上げることはなかなかできないので、そこは御容赦をいただきたいと思います。ただ先ほどの中で、3年度が少し多かったのかなというふうな数字的に印象がありました。3年度については当然ながら顧問弁護士より本件に対しての意見書等々もいただいておりますので、そういった中で弁護士先生にお願いするという部分が当然増えたということは否めないのかなというふうに思っております。

なお、5年度分についてはあくまで予算ですので、それを全部支出しているというわけではございませんので、5年度分が急に増えたというものではないということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 3点目の監査の時間外でございますけれども、出席要求されておられませんので、そこはちょっと詳しく私のほうでお答えできないというふうな……（「職員の時間外手当」の声あり）監査委員事務局の時間外手当というふうな話だと思うんですけれども、先ほど議員のほうで決算の金額をお話しされたと思うんですけれども、それぞれ年度のそれぞれの差額がこういった事務処理に当たった金額ではないかなというふうに推測されるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。ちょっと職員の、何ていうんですか、給料分というんですか、そのやつ聞きたかった。課長の答弁ですと、2,000万以上というそういう答弁ありました。私がお聞きしたかったのは、おおよそというか、例えば以前のたまたまなんでしょうけれども行政管理の課長がお隣におられるようなので多分お分かりだとは思いますが、

これまで処理するためにどれぐらい職員の方の給料やら、あと弁護士費用なり、あと監査委員の時間外があったかということを私はまず確認というか、お聞きしたかったんですけども。

それは何のためにかといいますと、今回この問題の解決方法として、私、特別委員会でも再三というか幾度か言ったんですけども、トータル約4,000億もの復興事業を推進してきた中で発生だということで、何とか賠償責任が大変な事務処理の中でやってきたので、情状酌量ではないですけども、そういった形で速やかに解決できないかということを伝えていましたし、私、願っていました。私は簡単に農済へ委託事業としなかったことにも要因があったんじゃないかなどと自分では思っていたんですけども、しかし補助事業ということで、会長が町長の協議会、事務局が農林課、そんな状態での農済の職員の不正流用でした。

そこで、当初特別委員会でも伝えたように、事務の最高責任者など、当初からの町の三役で遡った形で処理、解決してもよかったのではないかと伝えてきました。そこで、町は課をつくって、不正流用問題などの解決、再発防止を進めてきました。そこで伺いたいのは、課を創設してまで解決を進めてきたその労力と費用、とても高くついた感があると思われま。それが正しかったのか。果たして町民に負担をかけない処理方法だったのか。そして、同じく町民に説明責任を果たせる解決方法だったのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 前段といいますか、議員から処理のための人件費はどの程度だったのかというお尋ねでございましたけれども、我々がその仕事に当たったということについては当然でございます。我々が人件費の対象になっているというのも事実というふうに思っています。ただ、それだけに一体どのぐらいかかったのかというと、なかなかそれを算出するというのは正直難しいものだと思います。礼を欠いて申し訳ないんですけども、私が私の仕事の中でこの業務のためにあなたの人件費はどれだけですかと言われても、正直それを算定することは難しいと思います。様々なことを考え、様々な業務をやっていく中で、一つの目標に向かって答えを見つけていくというのが我々職員でございますので、難しい問題に当たれば、当然時間をかけて処理をするということも出てまいります。ですので、そのところ、人件費のところを明確にせよというのはなかなか難しいということで、ぜひ御理解いただければと思います。

あと、弁護士費用等については先ほど申し上げましたとおり、相手との契約もございまして、詳細についてはどうか御容赦いただきたいというふうに思っております。

それから、課を創設しての解決を図ったというふうな、もっと負担がなくていいものはなかったのかというふうな御質問もございました。課を創設してというふうなのは一つの手段として、そういう手段を講じながら、何といたしますか、内部、特に総務課長も詳細説明で申し上げたかと思えますけれども、監査委員より内部統制を見直せというふうなところに御指摘がございましたので、それに向けて課を創設し、そして一定期間、内部統制を厳格化するということを図ってまいったということですので、決してその課を創設したのが解決に向けた道筋として間違っていたというものではないというふうに思っておりますし、問題解決に当たりまして一番大事なのは、今後どうやってそういったことのないようにしていくかというところだと思っております。

その辺につきましては、前回の特別委員会で概評ということでお答えをさせていただいたと思っております。不足だというふうに思われるかもしれませんが、書いてあったのが、一番は正しいやり方をもう一度確認して、それを前例にして、そしてそれをひもときながら仕事を進めましょうと。そうすれば、道を外れることはなかろうというところを目指してやってみりましたので、その部分に関して一定の道筋がついたという中での今回の組織改編というふうなところで思っておりますので、どうか御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今課長から答弁あったんですけれども、それではちょっと聞いていて何だかもやっというかして、例えば半分ぐらいあったとか、そういった答弁を私は期待してたんなんですけれども、ただそれも言えなかったもので、そこで伺いたいのは、そもそもこの管理課ができて主な目的というのは何だったのか。先ほど来に戻りますけれども、復興の後始末とか、あとそこで不正問題の解決、あと内部統制とあったんですけれども、そこをもしお答えできたら伺いたいと思います。あと、再発防止策もこれで十分だったのかも伺いたいと思います。

あと、今課長より答弁あったんですけれども、職員の方たちにこういった事件が起きたときの解決方法なりなんりの正しい道筋というんですか、そういったやつを認識してもらえるのか、どういう形で認識していったほしいのか、その点を伺いたいのと、あと職員の内部統制に関してなんですけれども、そこで私が伺いたいのは、もう一点、当時の担当していた職員や応援職員への賠償請求もあったわけなんですけれども、そこで一、二年で発覚したなら分かるんですけれども、何年にもわたって不正流用がされていて、請求された職員の方たちは、私が思うに寝耳に水のような形で請求されたんじゃないかと私は思います。ある日、普

通に事務の処理を課移って仕事をしていて、突然責任を取ってほしいと言われるわけですので、その心情を察する限りです。まるでそれだと、普通に自分が関わっていないことをやっ
ていて請求が来るというのはある種怖いというか、ブラック的な企業にも感じられるんじゃないかとも思いました。

それと反面、先ほど課長言ったように、事務処理の手続を今後、再発しないようにしっかりさせるために、今回このようないろんな管理課で対策してきたわけなんですけれども、果たしてそれが本当に職員が再発防止含めて仕事への士気というんですか、そういったものが保てているのか。私は以前も特別委員会で言ったように、自分が勤めているというか、働いているところがそういった形で賠償なりなんなりされるということはとても怖くて、以前も伝えましたけれども、公務員賠償責任保険のようなやつに入らないとおちおち仕事ができないんじゃないかというそういうことも伝えてきました。

そこで、今回のこういった処理方法が、先ほど私が伝えたように、これから後の特別委員会でもあるんですけれども、被害額の半分を農済の方が負担して、町のほうではいろんな減免というか、時効その他で二百何十万の負担です。残りの部分と合わせて今回こういった事務処理をした分の金額を入れると、私は大変な金額になると思います。それを早期のうちに解決していればこういったことはなくて、労力、お金も使わなかったんじゃないかというそういう思いがありましたので、課の廃止とはあまり関係なかったかもしれないんですけれども、こういった形でお聞きしました。今後こういった事件等あった場合は、ないとは信じているんですけれども、また同じような解決方法をしていくのかどうか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 一部、先ほどと繰り返しになるかもしれませんが、どうか御容赦いただきたいと思います。

何点かございましたけれども、まず行政管理課が設置されて、その成果は出ているのかというふうなのが冒頭にございました。行政管理課については、行政事務の考査、そういったものを含めて事務を適正に正しくやっていくということを主眼としてこれまでやってまいりました。もちろん行政改革というふうなところも大きな仕事でございましたけれども、特に今般、議員の御指摘等のところに合わせて見れば、おろそかになっていた部分が重なって取り返しのつかないような事態になってしまったということであるならば、一つ一つを見直して正しくやることを積み重ねていって、それで間違いのない事務を進めていくと。それを集中

的にある時期やらなければならないということで、こちらを通る書類については本当に細心の注意を払って事務が正しく行われているのかどうかを見てまいりました。

そういった部分で大分最近見ておりますと、契約についても要件をしっかりと具備した形での契約が結ばれているものも多くなってまいりましたし、100%だとは当然申し上げませんが、大分これはどうなんだろうというのは減ってきたというふうなところで思っております。そういったところが各課、あるいは各職員個々に浸透してきたのかなというふうに思っているというところであります。

それから、あと派遣職員等も含めて職員に責任をとるところのお話がありました。これはこれまでの議論といいますか、御提示したのものの中にもあったかと思えますけれども、法律に基づいてそこに関わった方々に対して責任があったのかというふうなところを監査委員のほうで慎重に見ていただいて、そして一定程度の結論が出て、それを議会にもお示しをさせていただいているというふうに思っております。法律に基づいた責任というふうなところであれば、我々はもちろん逃れられないというふうに思いますので、ただ議員おっしゃいますとおり、そういった中で、では職員は安心して仕事ができるのかというところ、そこに関して我々が一つの厳格なルールをつくって、これに沿って走っていきましょう。そうすれば、決して間違わなければ、当然ながら責任ということよりは、かといって間違わないことを前提に何か厳しくするというふうなものではありませんけれども、あるべきものを正しくやるということを前例にしましょうというところで進めてまいりましたので、いささかでも疑義があればしっかりと確かめてから仕事をすると。それがいわゆる職員が安心して仕事に取り組んでいけるというところにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

あと、最後のほうにありましたけれども、早期の解決が図られればこんなに金額がというふうなところがありましたけれども、賠償の金額等については、当然ながら別にその時間が早い遅いの問題ではなかったのかなと。しっかりとした議論を重ね、検証を重ねた結果の金額ということになりますので、時間が云々ということではないのではないかとというふうに思っております。責任を求めるという中で必要な時間というのは当然でございます。先ほど来の質問の中でも相当程度の超過勤務時間があつたのではないかとというふうに御指摘ございましたけれども、これまでの話の中でいけば当然あつたのかと思えます。それだけ慎重な調査、検討を重ねなければこうした結論を出すことができなかつたということですので、そこはぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 2つほど端的にお伺いしたいと思います。

まず、行政管理課が今回廃止になるということで一つお聞きしたいのが、今まで行政管理課のほうで担ってありましたおらほの相談窓口、その受け継ぎ先というか、移行先というのはどちらになるかという部分をまず一つお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は、ちょっと前段でもやり取りはいろいろあったんですけども、業務の役割をある程度終えた上で、もちろんまだまだ解決というか改善する部分はあるかもしれませんが、ある程度、一定程度の役割と責任を終えた上での廃止なのかなというふうには理解しまして、その上でその業務を各担当に引き継ぐという形だとは思いますが、その中でやはり検証というのはしっかりされているとは思いますが、ちょっとこの場で検証されている部分がしっかりされたかどうかという部分を確認したいと思いますので、その辺をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） まず、1点目でございます。おらほ相談窓口につきましては、今後、企画課のほうで担うというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 検証という御質問でございましたので、ちょっと重複になるかもしれませんがけれども、この2年間の中で行政管理課が担ってきたことがどういった形で現れたのかというふうなところを中心に申し上げますれば、先ほど申し上げたとおりでございます。当初はやはり特に契約関係なんですけれども、契約書一つにしても、ここの考え方がどうなのか、あるいは契約方法がどうなのかといったところを数々見ていて、手が止まるというふうなのが多くございました。最近は逆にそれに向けて例えば契約書、統一様式を用意して、できるだけ抜けがない統一様式を作って、そこに逆に必要のないところを担当課で削って、なぜそれを削る必要があったのかというのをこちらで再度確認する。あるいは、それであれば契約書として抜けはないわけでございますので、あと吟味すべきは仕様書ということになりますので、より仕様書について深く検討できる、そのことによって業務が明確化されるというふうなところにも至っておりますし、おらほのというふうなところ、前段でございましたけれども、こちらも多く寄せられました。これは何と表現したらいいんでしょうか、時にお叱りを頂戴するような御意見もありましたけれども、御意見を寄せていただけるというふうなところに、逆にまだまだ我々も期待されているんだろうなというふうなところ

を含めてやってまいりましたので、そこはしっかりと引き継いでいくと。そういう役所に対して気軽にといいですか、物を申していけるところが一般化されたというのも一つの成果ではなかったかなというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） おらほの相談窓口については、しっかりと移行していただくのはもちろんなんですけれども、やっぱり町民の皆さんが気軽という言葉はちょっとふさわしいか、ふさわしくないかはまた別として、やっぱり町側としっかりこう何でしょうね、コンタクト取れるというものがあるというのはやっぱり必要ではないかなというふうに思いますので、そこは企画課のほうにまたしっかりとやっていただくような形になると思うんですが、その上で移りますということだと、今まで行政管理課に行っていた皆さんが企画課に行かなきゃいけない。これもきちんと周知されるということをお願いしたいなというふうには思うんですが、その点をお伺いしたいと思います。

それから、今課長のほうから、行政管理課として一定程度その成果を上げた部分を上げていただいて御答弁いただきました。ただそれ以外にも、もちろん不正流用の問題に対して当たったというのも大きな業務ではありましたが、同時に職員の皆様の不正の再発防止であったりとか、資質向上というのも大きな役割があったと思います。そして、もう一つは、職員の皆様自身の例えば悩みとか問題を行政管理課のほうである程度掌握して、それを改善の方向に持っていくということもあったんじゃないかなと思うんですが、それもまた総務課、企画課のほうにしっかりと受け継がれる、要は前段にもありましたが、もう何でしょう、また起きない不正だとは思いますが、また何か起きたときにこの行政管理課が必要になりますみたいな話にならないように、ぜひそこはこれもしっかりと答弁いただきたい部分なんです、それができますということであれば、この改編については特に反対する気持ちはありませんので、そこを回答いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） まず、いわゆるおらほの相談窓口の担当課は変わるけれども、窓口が変わりましたよというふうなところの周知と、それから窓口についてはこれまでと同じようにというふうな受け止め方をさせていただきました。そこは担当が変わろうとも窓口が何か別になるというふうなところではないというふうに思いますので、もちろん周知もしっかりさせていただければと思います。

それから、あと職員自身の悩みというふうな受皿、ヘルプラインということで当課で所掌し

てございましたけれども、そこについては内部の相談対応ということで総務課に引き継ぐということにしてございますので、そこもしっかりと引き継いでまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第48号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第48号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第48号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍情報を利用しやすくし、デジタル化の推進を図るため、戸籍証明書等の交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を追加及び一部訂正するため、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、それでは議案第48号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書4ページ、5ページ、議案関係参考資料は6ページから12ページまでとなっております。

議案関係参考資料により御説明いたしますので、資料の6ページをお開き願います。

まず、改正の理由といたしまして、戸籍法の一部を改正する法律によりまして、戸籍謄本、除籍謄本等の本籍地以外での交付等の事務に関する改正規定が令和3年3月1日に施行されることに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことから、これに係る手数料を徴収する事務及び金額を定めるため、南三陸町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の内容につきましてですが、戸籍法に係る手数料について定めております南三陸町手数料徴収条例の別表につきまして、次のように改正するものです。

まず、(1)の戸籍（除籍）謄本等の広域交付です。これまでは本籍地のみに限られておりました戸籍謄本、それから除籍謄本等の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能となるものでございます。手数料につきましては記載のとおりでありまして、現行の本籍地交付と同額であり、金額の改定はなく文言の改正となります。改正案の別表1の項、4の項であります。

次に、(2)戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行です。戸籍（除籍）電子証明書は、戸籍謄本、それから除籍謄本の電子版のこととございまして、市区町村においてこの戸籍の電子証明書提供用識別符号を発行するものであります。手数料につきましては記載のとおりであります。新たに加わる事務とそれに係る手数料を規定いたします。改正案の別表3の項、6の項であります。

続いて、(3)届書等情報内容証明書の交付等についてです。これまでの戸籍届出書等の写しの交付に加え、戸籍の届書等の書類を電子化し、画像情報として作成した届書の情報、いわゆるスキャンしたものです、読み取ったものになります。それらの証明書の交付や閲覧の請求が可能となるものです。手数料については記載のとおりであります。現行の届書記載事項証明書の交付と同額で、金額の改定はなく文言のみの改正となります。改正案の別表7の項、8の項であります。

施行期日につきましては、戸籍法の改正規定の施行日に合わせて令和6年3月1日といたします。

次ページ、7ページにはただいま説明したものを図に示しております。右側、(2)の新たに加わる事務の戸籍(除籍)電子証明書提供用識別番号についてですが、この識別番号をどういった場合に使うのかと申しますと、想定される例といたしましては、例えばパスポートの発給申請の際に必要な戸籍謄本の添付に代え、申請者が役場の窓口でこの戸籍電子証明書提供用識別番号通知書の発行を受けまして、その通知書をパスポート申請書類と併せて発給窓口となる県の申請窓口に提出します。県の発給窓口では、その通知書に記載された識別番号、いわゆるパスワードを基に法務省のサーバーから申請者の戸籍情報を取得して、本人確認を行って手続を進めることになるものです。これにつきましては、現在国のほうで調整中でございます。

なお、本条例改正をお認めいただきました後に、これら広域交付等について町のホームページ、広報紙等において周知を行うものいたします。

以上、議案第48号の細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番(及川幸子君) 3点ほどお伺いします。

まずもって、参考資料の6ページの中で、大変この識別番号というものは便利なもので、国民の利便性が図られたものだなと思われまます。そこは評価しますが、国でやっているマイナンバーカードとのひもづけ、それらがあるのかどうなのか、それが1点。

それから、2点目が、全国一斉にスタートするわけなんですけれども、この施行期日、6年の3月1日になっています。これは全国統一なので変わりがないのかということが2点目。

それから、3点目が、全国同じシステムを利用するので、100%国の予算で改修すると思えますけれども、その辺はそれでいいのかどうか御説明願います。

○議長(星 喜美男君) 町民税務課長。

○町民税務課長(高橋伸彦君) マイナンバーとのひもづけということですが、今後国のほうでそれらも検討しておりまして、例えば年金とかの資格の手続とか、そういった各種行政機関の手続に関してマイナンバーカードとひもづけになって、それを利活用していくような方向になっていきます。

それと、2つ目の全国一斉かということですが、法の施行どおり6年3月1日から全国一斉にスタートとなります。

それから、改修費用につきましては、これは国費のほうで全額出ております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これからマイナンバーカードとのひもづけになるということなので、やはりこれからインバウンド、海外との旅行とか、そういったことが多くなってくると、多くの人が利用されるということ。1回取っておけば、あとはずっとそれでいけるからいいのかなと思われま。それから、メリットのほうが多いのかなと思います。

それから、同スタートなので6年の3月1日ということで、分かりました。

システムの改修、補正でも出ていますけれども、国のこれは施策なので100%補助ということで理解しましたので、この辺はこれからも多くの皆さんに利用していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 南三陸町第3次総合計画の策定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第49号南三陸町第3次総合計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号南三陸町第3次総合計画の策定についてを御説明申し上げます。

本案は、本町の新たなまちづくりに係る基本構想及び基本計画を定める第3次総合計画について、町総合計画審議会並びに専門委員会議における調査、審議等を経て策定に至りましたので、南三陸町議会基本条例第6条に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、議案第49号の細部について御説明申し上げます。

初めに、議案書のほうを御覧願います。

この議案第49号につきましては、ただいま町長からもございましたとおり、今後における新たなまちづくりに関し定めます本町の第3次総合計画につきまして、その策定といった段階に至りましたことから、南三陸町議会基本条例第6条に基づきます議会の議決を賜るべく、御審議をお願いするものでございます。

引き続き、別冊といたしてございます南三陸町第3次総合計画書本体に基づき御説明をさせていただきますきたいと思います。

表紙から1枚おめくりをいただいて、目次の部分を御覧いただければと思います。

本計画書の構成でございます。総論の部分から3編による構成といたしており、議会基本条例に照らした直接の部分につきましては、第2編の基本構想並びに第3編の基本計画となるものでございます。

それでは、計画書の全体としまして、計画書に従って順に御説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧願います。

総論の数字の1として、本計画の策定の趣旨についてお示しをさせていただきます。その概要といたしましては、令和4年度において復興事業の集大成となります道の駅「さんさん南三陸」もオープンした本町において、復興後のまちづくりを進めていくに当たりまして、町民の皆様が震災前にも増して希望と愛着を持って暮らし続けていただけるよう、また急速に進みます人口減少、少子化高齢化といった諸課題、自然再興等への世界的な関心の高まり、さらにデジタル技術の急速な進展など、社会情勢が目まぐるしく変化が進む中におきまして、令和6年度からを計画期間として新たに第3次総合計画を策定するものであるといったことについてお示しをしているものでございます。

2ページ目を御覧願います。

2として、計画の位置づけについてお示しをしております。本計画につきましては、本町の目指すべき将来像等について定めるもので、その将来像の実現に向けた指針にも当たるものでございまして、本町のまちづくりにおきましては最上位となる計画に当たるものでございます。

続いて、同じく2ページの3として、本計画の策定に至るまでの取組、手続についてお示しをしてございます。令和4年度に着手しました内容としましては、町民アンケート調査等であり、そのアンケート調査の結果を踏まえる等をいたしながら、令和5年度におきましては地区懇談会を町内4か所で開催しながら、総合計画審議会を計6回、専門委員会を計8回開催いたしまして、計画策定に向けた慎重な御審議をいただいたところでございます。

3ページ目を御覧願います。

4として、計画の構成と期間についてお示しをしてございます。本計画につきましては基本構想、基本計画並びに実施計画から成りまして、その計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とするものでございます。また、基本計画につきましては、5年ごとに前期・後期と区分いたしますほか、これにぶら下がる実施計画につきましては、いわゆるローリング方式により展開していくといったものでございます。

続きまして、4ページ目からを御覧願います。

4ページから続く6ページ目までには第1編の第1章といたしまして、本町の概況についてお示しをいたしてございます。御確認をいただければと思います。

続きまして、7ページからを御覧いただきます。

7ページから10ページまでには、第2章といたしまして、本町を取り巻く社会・経済動向についてお示しをしてございます。

なお、昨今着眼されてございます持続可能な開発目標、いわゆるSDGsと本計画の関連性につきましては、可能な限り計画書の上で見える化をさせる形での表記に努めてございます。

続きまして、11ページからを御覧願います。

11ページから続く15ページまでにつきましては、第3章といたしまして、令和4年度に実施いたしました町民アンケート調査等の結果についてお示しをしてございます。御確認をいただければと思います。

続きまして、16ページからを御覧願います。

16ページ並びに次の17ページ目には、第4章といたしまして、本町のまちづくりの課題についてお示しをしてございます。先ほど申し上げましたとおり、本町に限らず国全体で進みます少子高齢化等といった現状も踏まえながら、持続可能な地域づくりを進めていく必要があるといったことについて、改めてお示しをしているものでございます。

18ページからを御覧いただきます。

この18ページからの第2編が、南三陸町議会基本条例第6条において議決事件として定めま
す直接の基本構想といったものに当たるものでございます。

18ページ及び19ページには、第1章といたしまして、まちの将来像とまちづくりの理念につ
いてお示しをしております。

1として、まちの将来像であります。向こう10年のまちの将来像につきましては、今般、
「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸」とするものでございます。「人」と「自然」
をまちづくりの主軸とし、自然豊かなこの町で町民一人一人がその主役となっただき、
これまで以上に人と人のつながりを大切にし、助け合いながら、自然と共生の上へ暮らし続
けていくといったことを考え方の基本としてございます。

2としまして、まちづくりの理念でございます。大きく2点、「人の繋がりを大切にするま
ちづくり」並びに「自然の恵みを大切にするまちづくり」、これらを掲げるものでございます。

続く資料の20ページ目には、まちの将来像とまちづくりの理念、また後ほど御説明をいたし
ますリーディングプロジェクト等について一覧としてお示しをさせていただいております。

21ページからを御覧願います。

21ページから24ページまでには、第2章といたしまして、人口・経済等の見通しと目標につ
いてお示しをしております。特に1として記載の将来人口につきましては、本計画の最終
年次となる令和15年度におきましては、1万500人を目標として設定するものでございます。
将来人口につきましては様々なシミュレーション方法もあるところでございますが、本計画
において採用の考え方につきましては、出生率については国の目標値であります令和17年ま
でに2.1といった数値を採用いたし、あわせて、本町の転出・転入の数、いわゆる社会増減が
均衡して増減ゼロがキープされると、そうした条件設定によるものとしてございます。

25ページからを御覧願います。

25ページ並びに続きます26ページには、第3章としてリーディングプロジェクトをお示しし
てございます。先ほど申し上げましたまちの将来像を実現するための重点的な5つのプロジ
ェクトについて定めているものでございます。この5つのリーディングプロジェクトに対し、
基本計画、あるいは実施計画をつなげまして、各種事業を展開していくといったものとなり
ます。

27ページを御覧願います。

第4章、施策の大綱でございます。まちづくりの柱となる5つの基本政策について設定して
おるものでございます。

続きまして、28ページからを御覧いただきます。

この28ページから60ページまで続きます第3編が、南三陸町議会基本条例第6条において議決事件として定められてございます直接の基本計画といったものに当たるものでございます。先ほど申し上げました27ページに掲げます5つの基本政策に対し、大きくは24の施策、91の基本事業を設定しているものでございます。

なお、この基本計画に対しましては、実施計画に当たる主要事務事業を290件ほど設定することとしており、庁舎内においてあらかじめの調整を進めさせていただいております。

それでは、議案関係参考資料のほうを御覧いただければと思います。

議案関係参考資料の13ページ目をお開き願います。

資料の13ページ目では本計画の策定に至るまでの経過についてお示しをいたしてございます。先ほど申し上げました住民懇談会や各種会議といった手続に加えまして、昨年10月10日からの約1か月間におきまして意見公募手続、いわゆるパブリックコメント手続を実施し、多くの御意見を頂戴したところでございます。

また、続きます14ページと15ページには、総合計画審議会並びに同審議会の専門委員会議の委員の皆様につきまして、名簿としてお示しをいたしてございます。委員の皆様には非常にタイトな会議日程で様々な審議内容に及んだわけでございますけれども、御理解と御協力を賜りまして慎重審議をいただきました。改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

以上で議案第49号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
阿部司君。

○2番（阿部 司君） ただいま御説明いただきましたけれども、総合計画の資料の3ページ目なんですけれども、ここにローリング方式という説明があります。第2次総合計画のときもこのローリング方式を設けたとは思いますが、その頃のやり方と今回のやり方もまた同じなのではないでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 基本計画にぶら下がる実施計画について、ローリング方式でということ先ほどお話をさせていただきました。第2次総合計画、現在有効な計画でございますけれども、その実施計画の進捗状況、あるいは評価といった部分についての基本的な対応というのは変わらないかと思っておりますけれども、今後、策定で終了ということではなくて、可能であれば毎年度総合計画審議会の御意見も頂戴するなどしながら、評価といったもの

と結びつけまして、実施計画の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そこでなんですが、一応、基準となるものはどのようなものを基準とされているのか。そして、その評価をするのはどのような方が評価されるのか。その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、基準といったお話でございますけれども、先ほど申しあげましたとおり、基本政策等に主要施策等をぶら下げていきまして、今イメージしてございますのは、手法といたしますと事業のカルテのようなものを作成いたしまして、事業費等とも照らし合わせながら個別具体の実績等について評価していくといったことになろうかと思えます。基準といったものをどう捉えるかというのはなかなか難しいんだと思うんですけれども、裏返せばその評価の手法というものを厳選していく必要があるとは考えておりますので、今後それは様々な御意見も頂戴等しながら、実のあるローリングでの展開といったことに意を用いていきたいと考えてございます。

また、その評価そのものにつきましては、当然その各担当課がございますので、各担当課の中の担当の係、あるいは課、そういった形でボトムアップのような評価もございますし、一方で先ほど申しあげましたとおり、総合計画審議会といった町長の附属機関といったことでの組織化もさせていただいてございますので、そちらのほうにも必要な時期に必要な情報を全てお示しさせていただきながら、いわゆる外部的な評価といったものにもつなげていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私のほうから1点お伺いします。

主要指数の中の人口推計なんですけれども、将来像に基づく、このやり方、推計の出し方なんですけれども、15年まで1万500人にするという先ほどの課長の答弁で、それを人口を目指すという目標があるんですけれども、ここの将来人口の推計を見ますと、基本推計、社人研準拠ということと、あとシミュレーションが2つ、出生率上昇、2つのパターンが出ておりますけれども、これによると3つ目の緑の指数を採用していたようなんですけれども、果たしてこれでいいのかなと。私的には、基本推計の社人研準拠を、これを推計としたほうがいいのでなからうかなと思うんです。なぜならばというと、この出生率上昇、当町ではどのようにこの上昇を見込んでこれにしたのか、まず1点、そこをお伺いいたします。

それから、今、全国平均より当町は出生率が下がっております。それをクリアするための目標をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

計画書となりますと、21ページに関わる御質問だったと考えてございます。まず、将来人口につきましては、議員御指摘のとおり3つのパターンが基本としては存在いたします。社人研に基づく基本推計並びにシミュレーションの1、2と3種類をお示ししてございまして、今回の目標人口の設定につきましてはシミュレーションの2、先ほど申し上げましたとおり出生率の上昇並びに社会増減が均衡で続くといった形の前提とさせていただいております。

この考え方でいいのか悪いのかといった評価のお話だったと思いますけれども、2点目とも若干関連いたしますけれども、出生率をどうやって設定したんだというお話につきましては、先ほども触れさせていただいておりますとおり、国の目標水準が2035年までに2.1に上昇させるといったことが国の目標として掲げられてございますので、当然国に属する本町といたしましても、その目標水準に達するといった前提のシミュレーションとさせていただいております。

また、様々社会増減等もございましてけれども、もちろん冒頭ございましたその社人研準拠、基本推計につきましては、何も必要な施策等を展開しないままにいけば、自然増減、社会増減によってこういった数値まで落ち込むといったことが想定されるといったシミュレーションが基本推計でございまして、当町といたしますれば今回御審議を賜ってございまして総合計画等に基づきまして、人口減少等にも対応し得る必要な施策を常時展開していくといった考えでございまして、基本推計をそのまま採用するといった考えには至らないといったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今現在、これは10年後の推計なんですけれども、今10年前、手前のこと、現在のことを考えると、この1万人を割るのが確かかなと私の思いがありますけれども、それを10年後に1万500にするという、並々ならない町としての努力が必要となってくるわけです。そうした場合、国の指数がこうだからこうではなくて、そのように国が決めたからってそのとおりにいくわけでないんです、それぞれ町によってやり方、取り組み方が違うから。この目標に近づけていくには、相当の町としての覚悟が必要だと私は思うんですよ。だから、国の指数がこうだからこうではなくて、そこに目的を持って行かなきゃいけないかとい

うことなので、それがこの総合計画、重要な位置づけだと言っております。基本計画のどこにそれが入っているのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 人口減少、特に少子化といった点での御質問だと捉えてございますけれども、少子化に対する対応と申しますか、につきましては、国の目標人口といったものをそのまま採用させていただいているのは、いわゆる今少子化、少子高齢化と言われますけれども、特にその少子化と言われる部分につきましては、議員御承知のとおり、もう国策として様々な施策、事業が展開されてございますので、国として人口減少、少子化といった部分に様々な事業を展開いただく中で、本町が採用し得る事業等を必要な数展開していくといったことにつながりますので、何もその甘いか辛いかといったお話ではなくて、あくまでもやはり国として2.1といったものを目標として掲げている以上は、本町の計画上の前提条件も2.1といった形で目標として捉えさせていただいているものでございます。

なお、少子化といった部分に特化した場合に、この計画書のどこにそれがあるんだというお話ですけれども、少子化を解決と申しますか、改善と申しますか、そうした世の中をつくっていくためには、何も子育て支援策の充実だけで少子化というものが解決するんじゃないかと、そういったことを推しはかれる議論にはならないんだと私は思っております。したがって、先ほど申し上げました基本政策等も見つつ、それにぶら下がる計画が何十ということでお話をさせていただきましたけれども、前回の全協でも若干触れさせていただきましたが、子育て支援策といったことにとどまらずして、例えば就労、雇用、そういったもの、あるいは地域づくりと地域コミュニティ、そういったものも結びつけながら、結果として現れるのが出生率の上昇等といったことであろうと思っておりますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 国がする制度だから、それに乗っかってやりましょうということは分かります。中身もそれに沿って、今の説明はそのとおりです。ただ、これを目標にした限りには、実現と結びつかないんじゃない。そういうことなので、この我が町の計画の中に強い意志をここに表さないと駄目なんではないかと私は思うので、それがどこに反映しているんですかということなんです。

全体に国の出された去年の第2回計画書もありますけれども、今3回目に向かっては、2回目の分析結果、評価をして、そして一つ言えば、出生率に結びつくようなこと

を、子育てだけではもちろんまずいです。今言った雇用とか社会問題、いろいろあります。だから、当町ではこういう意気込みでこの計画をつくっていきますというところを見せてほしいんです、これのどこにありますかというところが。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、及川議員のお話に対する答弁となりますと、まさしくそれがまちの将来像として掲げてございます「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸」、これなんだろうと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 人口を増やすために、人口を一定程度維持するために計画があるわけではなくて、その社会動態を踏まえて、この町がどう魅力的な、どのような町にしていくかという理念をうたったのが基本計画だろうというふうに思います。全員協議会でも多少触れましたが、これの今まさにお話に出たまちの将来像ですね。「ひと 森 里 海」、お話聞いている、細部説明のときに注意深く聞いていたんですけども、ああ、なるほどと思ったのは、「ひと」で1回区切って、「森 里 海」って続けて言いましたよね。パブリックコメントをはじめ、まちの将来像の4つの言葉の順番が入れ替わってしまったということに対して違和感、何か違うんじゃないかという懸念を抱いた人たちがたくさん意見を寄せましたが、それに対しての一つの答え。順番、言葉としては結果的に変わりましたが、でも、大切にしている理念は変わっていないんですよというメッセージを伝えたいという意味は、私は今すごく強く感じました。

パブリックコメント含めて第2次総合計画のときから変わったということに対して、変えたい人、変えたい人というか変えようという人たち、いや、変えなくていいんじゃないかという人たちが分かれてしまう。同じ町にいるのに、前のほうがよかった、いやいや変わっていいよという、何ていうか対立構造になってしまうのはいけないよねというようなことを強く思った次第でありますので、この基本構想のまちの将来像をめぐる、パブリックコメントを含めた、パブリックコメントに表れた町民のそういった様々な意見、これをどのように受け止めて計画に反映されたのか。そこの思いをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、後藤議員からお話ございましたとおり、パブリックコメントでは数多くの御意見を頂戴いたしまして、その主たるものとなりますのがこのまちの将来像と

いった部分に対する御意見でございました。当然、いいか悪いかといえますか、なじむかなじまないかといった御評価等に及べば、結果2つの御意見に分かれるのだと思いますけれども、もちろん何かそれがネガティブな働きをすることのないように、我々といたしますれば、可決いただきました後は、この「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸」といったまちの将来像について、何もその計画書といったものを作成して終わりではなくて、これまで以上に広く町民の皆様、さらには本町に対し思いを寄せていただいている皆様に対して浸透といえますか、周知を図っていきたいと考えてございます。

また、そういったものを展開していくに当たりましては、先ほど来申し上げているとおり、最終的には実施計画という枝葉をつくっていくわけですが、その枝葉となる実施計画の中にも、今回の見直しのやっぱり最たるものは、豊かな自然を将来、未来につなげていくのもやはり我々人であるといったことのスタートでもございますので、そうした点について、若い世代、あるいは高齢者の世代、広く改めて御認識をいただくような周知方法等を考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） この件につきましては一般質問までさせていただいて、町長と様々議論させていただきました。その議会広報が先般、皆さんのところにも届いたかなと思うんですけども、何というか、厳しい意見を言ってきたつもりです。いいんですか、これだと、誤解を招きますよと。ただ、今手元にある資料、18ページには基本構想、まちの将来像が出ておりますが、これ素案ではまちの将来像は6行です、出ていたのが。「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸」と、緑の囲いの上にあった文章というのは素案では6行だったと思います。これが倍以上になって、さらにその下には「ひと 森 里 海」というような、「人」と「自然」というのを対照的に枠でくくって、これがどちらが上ということじゃなくて、並び立っているんだよというビジュアルにしていただけたんだろうと思います。

これがまさにパブリックコメントをはじめ、町民の方々が意見を多く寄せた内容だと思うんです。なので、そこに対してすごく意を用いて、なるべくならというか、ともすれば聞きたくないような、耳が痛くなるような反対意見とか懸念に対して真摯に向き合っていて、ここまで作り上げていただいた委員の皆さんには大変感謝したいなというふうに思っております。だから、パブコメがうまくいった例と言っていいんじゃないかなと。あんな一般質問をしておいてなんですけれども、私は思っております。

ただ、「ひと 森 里 海」ってどうしてもここは変わっていないので、順番として4つの

文言の中で一番先に「ひと」が来たよねと。あっ、変わったんだというのはやっぱりどうしても拭い去れないと思うんです。見えるかどうか分からないですけども、4つ1行で横並びになるから1番目と4番目が出てきちゃうわけで、輪っかにすればいいわけですよ、「いのちめぐるまち」なんですから。もうちょっと言ったら、「ひと」から始まるか「森」から始まるか分からないですけども、「ひと」も「森」も「里」も「海」も、また「海」の先に「ひと」がいて、また「森」があつてと続いていくわけですよ、ずっと。だから、ここだけ切り取ったら「森 里 海 ひと」ですし、こう切り取ったら「ひと 森 里 海」になるわけですよ、みたいな、何ていうんでしょう、ビジュアルとしてね、その基本計画の中に、言葉では十分に説明を尽くしてくれていると思うんですが、ぱっと見、どれが一番上じゃないんだと。みんな人と自然が、その自然の生かし方をよく知っている、うまく使える人たちがこの町の人たちなんだということを前面に押し出した、何かこうもうちょっと見やすいアイデアがあれば、何も私の意見を採用しろという話じゃないですけども、考えていただければと思うんですが、そのあたりいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の質疑に対する答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、休憩前といいますか、後藤議員からもお話がございましたとおり、パブリックコメントでは本当に非常に多くの御意見、貴重な御意見を頂戴いたしました。成功といったお話も、パブリックコメントの例としては成功の一つといったことでも御評価をいただきましたけれども、今後意見公募手続といったものを実施していくに当たりましても、その情報の出し方、見せ方というのは特に意を用いてまいりたいと考えてございます。

その上で、お話を賜りましたとおり、今般定めさせていただきますまちの将来像といった部分につきまして、今後その具体化、具現化、あるいは町民の皆様には体現いただけるような、そういった環境をどうやって整えていくかということも重要なところだとは考えてございますので、この計画書本体のほうにその概念といった形でどの程度落とし込めるかといったもの

は、まだ確かなお話はできないんですけれども、今後広報等でお伝えをさせていただく中におきましても、その点については配慮といいますか、配慮いたしたいと考えてございます。

また、このまちの将来像の前提といいますか、やはり本町の町民憲章といったものもまさにこの将来像とつながる部分もございまして、今回この計画書のほうには資料編というような整理にはなろうかと思っておりますけれども、例えば裏表紙等に町民憲章を改めて掲載させていただいて、町民憲章からなるこの町、あるいは町民の方々の向こう10年間の目標といいますか、キャッチフレーズのような形で周知を図っていきたいと今現在考えてございます。よろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） モニターが暗くなったりしていますが、マイクのランプが点灯していれば発言が可能ですので、このまま続行いたします。

後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 私がしゃべるときには戻りましたので大丈夫です。

「森 里 海 ひと」が「ひと 森 里 海」に変わってしまったという捉え方ではなくて、「いのちめぐるまち」という部分は変わっていないのだというところを大事にしていくことが大事なのかなと。人と自然とどちらが優位だと、どちらが大事だということじゃないんだということを伝え続けることですね。これが非常に重要だろうと思いますし、いずれ時間がたったときに変えてよかったねと、第3次総合計画いいものだねと、この理念はいいねと。この旗印の下、みんなで進んでいきましょうという空気感を醸成していくという、ポジティブに捉えることが一番大切なんだろうと私は考えるに至りました。

町長に最後にお伺いしたいんですけれども、そのためにも、そういう空気感を醸成していくためにも、パブリックコメントやってよかったですよと、様々な声を受け止めたことでより充実した内容になったんじゃないかなと思いませんかという問いかけをしたいと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 随分、後藤議員はこれにこだわりがあるようで、私にも振ってきたのでお答えはさせていただきますが、パブリックコメントにつきましては、基本これまでそう多くの方々がお答えをいただいたというケースは少ないんですが、今回相応の方々がパブリックコメントにお答えをいただいたということですので、そこを総合計画の審議委員会の皆さん、あるいは専門委員会の皆さん方も十分に酌み取りながら今回の方向性を導き出したというふうに思っておりますので、一定程度以上の方々にコメントをいただいたということは大

変よかったのではないのかなというふうには認識してございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、アンケート調査ということで出ていますが、2,500人の町民の方に郵送して736人回収、29.4%、あと企業としては100か所に郵送して38票戻ってきて38%。そこで伺いたいのは、全体のこの2,500人というのは何割というか、何人ぐらいだったのか。そこをお分かりでしたら、郵送した割合をお聞きしたいと思います。同じく企業に関しても、そのカテゴリーもあるんでしょうけれども、企業と言われる方たちの中の100事業所というのは何割ぐらいだったのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。そうしたアンケートによって、果たして町民が望む10年後が描けているのかもお聞きしたいと思います。

あと、そういった中で、私はアンケートも大切なんだろうけれども、聞き取り調査という形の何ていうんですか、そういう部分も必要じゃないかと思われまますので、その点も伺いたいと思います。

あと、そのほか産業団体とかにはヒアリングしたとか、あと地区の懇談会4地区で行われたということなんです、それは1回だけで十分だったのか。それとも、私が思うに復興団地とか、そういったところをある程度小まめにする必要があったんじゃないかと思しますので、その辺伺いたいのと、あと何人ぐらい集まったのか、それも伺いたいと思います。

あと、先ほど前議員も聞いて一般質問もしたということなんですけれども、私もやはりこのキャッチフレーズの中で一番最初に「ひと」が来たという、そのことに関してなんですけれども、さっきから聞いていてちょっと私分かりづらかったんですけれども、「ひと」が最初に来たということは、これから10年間の間に人づくりをしていくのか、それとも別の思いがあったのか伺いたいと思います。何分パブリックコメントもそうなんですけれども、「ひと」が頭に来たということで、現在まちづくりにいろいろ影響のある、例えばパーティー券でも購入している物すごく影響力のある人たちがこれからも関わっていくという、当然なんだろうけれども、そういう懸念からのパブリックコメントもあったのかなと私は思ったわけなんですけれども、その点も伺いたいと思います。

あと、今後10年に向けて、この計画の中に町長の思いというかそういった部分は、まあ全部なんだろうけれども、特段何かあんまり分からない部分があるので、その思いがあればお聞かせいただきたいと思います。以前は町長も出前講座とか、今もやっているんでしょうけ

れども、町民の方のダイレクトの意見なり要望はあるのかどうか分からないんですけれども、そういったやつも触れていたと思いますので、その点も含めて伺いたいと思います。

あともう一点は、こういった議会においても、提案型の一般質問とかあることはあると思うんですが、そういった一般質問等の内容なども私は考慮すべきじゃないかと思うんですが、その辺も伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、順にお答えをさせていただきます。

まず、計画書11ページ以降の第3章の町民意向という部分に表記させていただいておりますアンケート調査でございますけれども、すみません、令和4年当時の確かな細かいいわゆる母数的なものは持ち合わせていなくて恐縮なんですけど、当時の住民基本台帳人口で考えれば、18歳未満の方々を差し引けば、母数とすれば約1万人程度なのかなということで考えてございますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

また、聞き取り調査の必要性といった御質問を頂戴いたしました。特に町民の方々は個別に何かしらの本当に細分化した形での場を設けてといった聞き取りといったことにはなっておりませんが、それに代わるものと言ってはなんですが、町内4地区で住民懇談会といったものを令和5年、昨年8月に開催をさせていただきました。実際に出席した方々の数ということでございましたので、詳細について申し上げますと、志津川会場につきましては6名、戸倉会場につきましては5名、入谷会場、歌津会場はそれぞれ10名ということで、合計といたしますと4会場で31名といった結果となっております。

なお、この懇談会を一度ではなくて複数回に繰り返し開催すべきでなかったかといった御指摘ですけれども、我々としますれば、時間を昼間あるいは夜間といったことで、可能な限りの工夫といった試みはさせていただいた形ですので、御理解を賜りたいと思います。なお、各会場には行政区長さんをはじめとする方々にも御来場いただきまして、貴重な御意見を賜ったといったところでございます。

また、4点目となりますかね、「ひと 森 里 海」といった形のまちの将来像でございますけれども、まさに今野議員がお話しされたとおり、人づくりといったものが最たるものであろうといった考えに基づいてございます。

続きまして、今後10年の町長のメッセージといたしますか、思いといった部分でございますけれども、既にパブリックコメントに対する町側の対応案、あるいは回答といったことで広くお示しをさせていただいている中にも示してございますけれども、今回この計画書を最終的

に冊子のような形で仕上げるに当たりましては、第2次までに同じく町長の御挨拶メッセージといった形で町長のお考えも表記をさせていただくといったことで予定をさせていただきます。また、その都度都度、向こう何年といった形での町長のお考えといった部分は、様々議会等でもお話として出てくるであろう各種指針、あるいは方針といったもので示されるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議会で御提案いただいて、一般質問を取り上げることの可否、是非といったお話だったと思いますが、議会でもいろいろお話をいただく一般質問の内容、あるいは町側の答弁の内容といったものも当然御認識いただいた上で住民懇談会等にも参加いただいておりますので、結果といたしますれば、そういったやり取りといったものも、直接的にこのページにといったことは当然困難はございますけれども、結果とすれば含まれているといったことで整理をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず、紙でのアンケートなんですけれども、たしか4分の1とか出しても、やはりこの項目があつての回答だと思われるので、本当に町の人たちが何を望んでいるのかという部分は、その他でも書けるんでしょうけれども、その点やはり直接対面でのこういった聞き取りに、そういった部分に何ていうんですか、力というか、配分というか、入れる必要があるんじゃないかと私は思うんですけれども。説明のときにも言いましたように、建築家等の方が建物を建てる際には、それこそ十分な何度、何十度リサーチして、それでできるというそういうことを例えに話させていただいたんですけれども、こういった長期の計画もやはり町民の方たちの、何ていうんですか、思いというか、それをまとめるような形でつくられれば私はいいのかなと思っておりますので、その点もう一度伺いたいと思います。

あと、懇談会に関してなんですけれども、やはり1回だけで十分だと、そういう考えだったのか、それとも時間的な余裕とかなくて1回だったのか、その辺も併せて伺いたいと思いません。

あと、人づくりということで前面に出したということなんですけれども、人づくりというのはどういった、普通考えると、いろいろ人づくりを私思うには、10年とか20年かかるような、そういう長いスパンで考えないと本当に豊かな人づくりというのは難しいと思うんですけれども、その点どういったことをこれから展開していくのか。ちなみに現在行われているみな塾でしたっけ、みなゼミでしたっけ、そういったまちづくりのあれをしていくというそういうことも大切なんですけれども、そういったある程度大きくなった方たち、大人の方た

ちの集団だと、どうしても利害とか絡んだりすると思われまますので、だから、人づくりをする際にはもっとう、保育所、小学校、中学校、高校とかそういったところと、あとは一番は生涯学習の分野に力を入れていくのが時間がかかるようで一番確実な方法じゃないかと思われまますが、そこでこういった形で人づくりを今後の290ある事業の中で進めていくのか、その点も簡単に確認というか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、町民アンケートの手法、紙媒体によるやり方についてということでございますけれども、今野議員御指摘のとおり、その調査の仕方、表現の仕方等によっては、設問といった形での捉え方に難しさが、人それぞれ御評価はあると思います。そういった回収率が3割弱ということでございまして、これを高いか低いかといった部分はあるんですけれども、それで御回答いただけなかった点も含めまして、先日も若干触れさせていたいただきましたけれども、総合計画審議会条例では団体の役職員ですとか、そういった形でもう条例の段階で委員となり得る方々の構成というものを明記してございますので、各団体あるいはその団体に関係する機関の皆様御意見を広く聴取等いただいて、総合計画審議会あるいは当専門委員会議の皆様様には様々な御議論をいただいたということでございます。

続きまして、地域の懇談会ですけれども、不十分であったといった考えは持っていないんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、開催の時間帯ですとか、ある程度可能な工夫はしたと、行ったといった我々の考えでおりまして、それでも御都合等がかなわなかったといった部分については、先日実施いたしました結果としてパブリックコメント等で皆さんに案といったものも全て素案全体をお示してございますので、その際に御意見を頂戴いたしたいといった整理とさせていただきます、これまでの事務手続に臨んでございます。

次に、人づくりといった部分ですけれども、まさに今野議員がお話しされたとおり、10年あるいは20年といったスパンで展開していく最たるものなんだと我々も考えてございます。ですので、この第3次総合計画につきましても、10年という計画期間で様々な必要な施策を展開していくということでございます。みなぜみといったことでお話ございましたけれども、そのみなぜみといったものに限らず、人づくりといったものにつながる各事業について実施をしていくと。

今回、人づくりとなる部分でこういったものをといったお話でございますけれども、枝葉としてぶら下がる実施計画につきましても、御決定をいただいた後に様々なそれを具体化、具現化していくための実施計画といったものの中身をどんどんどん掘り下げていくんですけ

れども、今回基本政策、まちづくりの柱として掲げます中にも、大項目の2番といたしましては、心豊かな人と文化を育むまちづくりといったことでも基本政策の中に打ち込んでございますので、お話のございました例えば未来を担う子供たちの教育、あるいは広い意味での生涯学習といったことについては、この基本政策の一つにぶら下がる枝葉の中で様々な実施をしていくといったことになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かったんですけども、そこで伺いたいのは、やはりこの計画というか、計画書なんですけれども、私こういったことを出ると言っているんですが、あまりこう立派過ぎるというんですか、何かもうちょっと泥くさいところがあってもいいのかなという、そういう思いがしていました。それはなぜかといいますと、ちなみに私が見て思うのは、例えばこれを担当した庁舎内の方たちがどれぐらい関与してやっているのか。あとは、そういったコンサル等の力も借りていると思うんですけども、私はどうしてもそのコンサルのほうの部分が大きいようなイメージがして分からないものですから。

そこで私、先ほど町長の思い、考えという部分で聞いたんですが、それはこういった計画書の前の挨拶の部分でなるというんですけども、私はもっと具体的に、例えばこの10年かけて持続可能なまちづくりとかと言っているし、あと健康云々、いろんな部分が絡んでいるんでしょうけれども、実際のできるできないはあるにしても、大きい構想で何かこうでき得るならば、移転跡地などの活用も含めて計画ができないものなのかなと。とても立派な計画書だけに何か引っかかるものがあるんですけども、これは議案ですので自分の考えは言えないんでしょうけれども、例えば私が今まで提案してきたような一般質問みたいな形で……

○議長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。

○10番（今野雄紀君） はい。自然のエネルギーを使って大きいお風呂を作るとか、あとはパークゴルフのような年配の方も楽しめて、なるべく病院にかからないで医療費も削減できるようとか、そういった何か夢というか、そういった部分があるような計画が望ましいと思われるんですけども、それはかなり難しいことなのかどうか伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 計画書そのものの見栄えといいますか、そういったお話をいただいたところですけども、我々も何も立派な計画書、いわゆる冊子を作り上げるといったことが最終目的だといった考えではございませんで、この計画書に基づいた各種まちづくりを、その基づいたといったことが一番だと思いますけれども、そういったものを10年間でこの目

指すべき形に近づけていくといったことなんだろうと思ってございます。

また、庁舎内の職員の関与といったお話でございましたけれども、当然、我々担当課でございます企画課のほうで素案作成、あるいは総合計画審議会、専門委員会議の皆様との連絡調整等を担わせていただいておりますが、素案としてまとめ上げる前のいわゆる実施計画として、その段階で予定できる事業といったものを洗い出し等もいただいておりますので、関係課全て、関係課といいますか、職員の方々にはお示しをさせていただいた上で、その結果として御決定賜った後にさらに掘り下げといったお話をしましたけれども、実施計画といったものがより実のあるものになっていくんだらうと思ってございます。ですので、企画課だけ、あるいはコンサルだけ、会議だけで策定しているものではないといったことで御理解をいただきたいと思っております。

町長のお考え、あるいはメッセージといったお話ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、まさにその部分というのが、町長が出される例えば地域政策の基本方針ですとか、そういったもので具体的内容を具現化がされていくものだろうといった整理をさせていただいておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

また、跡地活用をはじめ様々お話をいただきましたけれども、そういった点に関しましては、先ほど来申し上げております実施計画、裏となる財源の調整もさせていただいた上でいろいろ組み立てていくわけでございますけれども、そちらのほうに必要性があって可能なものについては可能な限り盛り込んでいくといった検討といいますか、考え方を今の段階ではさせていただいているといったことでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 聞き始めるとたくさんあるので、今日は3点に絞ってお聞きしたいと思います。

特に細かい部分というよりは、大枠のところでは疑問点をちょっとお聞きしたいなと思うんですが、まずは今回第3次の計画が始まるわけで、先日の協議会の説明の中でも、基本構想から基本計画、実施計画ということで説明ありました。前期基本計画については一応5年間、まずやってみようということで前期が始まると思うんですが、当然5年が来たときに後期を始めるときに当たり、またこの計画についてどのようにまたつくっていくのかという展望というか、構想というか、ちょっとそれを確認できればなということでお聞きしたいと思います。

それから、2つ目が、この「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち」というフレーズについ

ては、いろんなやり取りを聞きながら十分理解いたしました。その中で、やはり人口減少対策というのはもちろんこのために計画があるわけではないんですけれども、やはり何の事業を実施していく、施策を実施していくにおいても、まず人というのが大事というところから見れば、人口減少対策というのをもう少し明確に、何でしょう。確かに立派な項目は並んでいるにせよ、もう少し強調するような考え方というか、これは木の幹の中の本当に中心部分だと思っているんですけれども、そこをちょっと強調するような計画にはならなかったのかなという部分を、ちょっとどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、3点目は観光業についてちょっとお聞きしたいんですが、印象から申しますと、かなり大まかなというか、ここから何とでも取れるような文言が文章としては並んでいるなという印象なんですけれども、観光ってやっぱり基幹産業と言いながらも、競争も激しい産業でもあります。ということは、やっぱりこの町ならではの部分をもう少しこの基本目標とか基本計画の中でも強調できないかなという部分は印象を持ったんですが、その点をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 私のほうからそれでは答弁をさせていただきます。

まず、基本計画でございますけれども、伊藤議員御指摘のとおり、前期と後期といった形で5年・5年といった形の運用として考えてございます。この計画書3ページになりますけれども、基本計画ということで図を示させていただいてございますとおり、令和11年、2029年度からは後期の基本計画にスライドしていくといったことになります。その後期の基本計画策定に向けての何か現段階における考え方といったことでございますけれども、当然それは我々事務方のほうでいろいろ検討させていただくその実施計画の各年度ごとの評価等を踏まえた上で、必要な時期に修正といいますか、基本的な考え方、幹の部分はもちろん変わらないんですけれども、枝の太さでありますとか、そういったものをどういうふうに微修正していくかといったものは、早ければ令和9年度、あるいは遅くとも令和10年度にはもちろん総合計画審議会等も開催させていただきながら、それまでの各年次の評価といったものと照らし合わせた上で、後期の基本計画の策定といったものを進めていくといったことになろうかと思っております。

また、大きく2点目の人口減少対策でございますけれども、まさに人口減少については、我々のほうで用いているシミュレーションのほうは一番効果が現れた場合といったことでシミュレーションさせていただいてございますけれども、これとって人口減少を、例えば自

然増減を自然増にするのかとか、社会増減の均衡をゼロにするのかといったことの前提はありますものの、この事業を打ったので例えば自然増に傾きますとか、そういったのはなかなか難しいのかなと考えてございます。ですので、シミュレーション、基本推計といった部分は、実は時代の状況のままスライドしていけば7,000人弱といった数字が示されておりまして、この計画に基づいて必要と認められるものをタイムリーに展開していけば、目標としてはこの数値まで持っていけないのではないかというというのが、この緑色で表示しておりますシミュレーションの②といったこととなります。

ですので、現段階でいわゆる特効薬になるような事業がこれですといったことでこの計画書に基づいてお示しするというのはなかなか困難はございますけれども、先ほど来申し上げております実施計画といったものは毎年度、評価、見直しといったものを進めていきますので、その中でその時々に応じたものを策定していきたいと、運用していきたいと考えてございます。

また、観光分野も含めます3点目でございますけれども、2点目も若干関連しますけれども、今回この計画書を策定するに当たりまして、総計審あるいは専門委員の皆様とも様々御議論をさせていただき中で、一番の幹となるこの計画書に全ての細かい部分を盛り込むのが果たして適当かどうかという御議論をいただきました。やはり委員の皆様からあえてしてといただきますか、行政ですので、細かな部分まで盛り込み過ぎれば、今度それは計画書にのっていないので実施は困難なんじゃないのかという、どちらかというとなマイナスの評価に働きがちなので、やっぱり計画は基本的な考え方等にとどめて、まさに伊藤議員お話しされるとおり、実施計画といったものをより現実的な形で作って、それを運用していくべきだといったお話もございましたので、細かなこの事業がこうで、この事業がこうでといった数値等はお示してきていませんけれども、そういった形の考え方に基づいた計画書の策定であるといったことは御理解を賜りたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 課長おっしゃったように、まさにまずは総合計画ですので、その太い幹の部分というのは十分に理解しつつ、実施計画でより実効性とか具体性のあるものを、私たち議会としても今後またチェックしながら実施、検証、そしてまたその実施に持っていければなというふうに考えております。ただその基になるやっぱり人というキーワードはやはり大事な部分ですので、人づくりという先ほど来キーワードもたくさん出てきましたけれども、やっぱり裏づけのある数字というのはやっぱり大事になりますので、それはやっぱり逆

に、何でしょうね、しっかり情報公開というか、もうしっかりオープンにする必要性もやっぱりあるのではないかなということ、人口減少の部分、減少していくんですけども、出生率は大事なもちろん数値なんですけど、同時にU I J ターンという言葉もこの中にありますので、計画の中に、やっぱり回帰率、要は町で生まれてもまた出て行って帰ってこないという大きなまた課題、問題も、やっぱりこれも幾らかでもいい方向に持っていきたいなとすれば、やはりそういった数字的なものもしっかりこう把握できるような計画であってほしいかなというふうには求めます。

あと、観光の話にもなりましたけれども、結局、まず観光に限らず、どこの分野においても人は大事、人がいなければ何もできない。そして、育成とか成長もしていかなきゃいけないという部分が求められておりますけれども、そういった部分でちょっと追加での話になってしまうかもしれませんが、産業全体のページが34ページにあったかなと思いますが、観光の次のページなんですけれども、就業対策、雇用と企業対策とありますけれども、ここに何か一つ、ちょっとあれ欲しいかなというふうに私個人的には思ったんですけれども、外国人に対する対策というか、実習制度というのは県も強くこれから進めていくというふうに昨年から打ち出しておりますので、この1月31日から実習制度の見直しも図られておりますので、これというのは、逆に町にとっては重点的な必要な部分かなというふうには思ったので、これはまたすみません、基本計画にのせなくても実施計画でやっていただけるんだと思うんですけれども、その部分しっかり行えていけるかどうか、ちょっとこの場で答え得る限りのものを答弁いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 実施計画といったものにつきましては、現段階で290本を予定させてございまして、それらのローリングで展開していくに当たっての評価の内容ですとか、翌年度以降に向けた考え方等については、何かしらの形で住民の皆様等にも逐次お示しをしていく必要があるんだろうと。今の段階でどういった形でどう見せていくかというのはなかなかお答えできないんですけれども、そういった情報提供というのをすることが、続いて御質問賜りました回帰率といったことにも、町の今といったものをどういった形で見せていくか、情報提供していくか、あるいは伝達していくかといったことが一番だと思いますので、そういった点については意を用いて今後の事業を展開してまいりたいと思っております。

また、実施計画のお話をさらに申しますと、先ほども若干申しましたとおり、最終的にはカルテ的な評価等が手法としては用いるのが一般的だと思いますので、その評価の仕方、基準、

考え方ですね。数値的なもの等もお示しをできる時期にさせていただきたいと考えてございます。

また、作業全体ということで計画書の34ページの中に外国籍の方々の部分に触れてもいいんじゃないかというお話でしたけれども、考え方としますと、例えばとなりますけれども、その前のページの33ページには、商工業の振興ということで、基本事業のうちの3号には地元企業の持続的発展ということで、例えば後継者あるいは担い手、技術者不足の解消と育成といったこと盛り込んでございますので、これにぶら下がる実施計画の中で実際の効果的な事業というものを模索していくことになろうかと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 2040年問題ですよね。全国2,741市町村、2040年までには896の地方自治体が消滅するというようなことが何年か前に発表というか、されたわけであります。896市町村の中に我が町も入っているわけですよ。今回、10年間の我が町の育成といいますか、将来像の計画、その中で基本構想というのが議会の議決案件だということで、いかに大事な案件なのかなということも我々再認識しなければならないのかなというふうな思いでございました。先ほど申しました2040年問題を見据えた計画なのかどうなのか、基本計画ですね。何か危機感のないような構想に見えるわけですよ。2040年関係なく、それがなくてもこういう構想ができるんじゃないかなと。特別それに向かった基本構想、基本計画であるというものがあるならば、それをお話ししていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 三浦議員からお話しございました2040年問題ということで、報道等で消滅可能性都市といったような表現がなされていたかと記憶してございますけれども、その中に本町も入っていたといった報道等は目にした記憶がございます。その2040年、自治体の継続といったことについてですが、21ページにございます将来人口でございますけれども、まさにここで用いている基本推計でいきますと、令和27年には7,000人を切るということで、先ほども申し上げましたとおり、このままこのグラフ、一番分かりやすい表現、表記はさせていただいているんですけれども、ずっといわゆる右肩下がり人口が減少していくということになります。

この計画に基づいた各種施策について効果的に展開をしていけば、この緑色の当町で採用させていただいてございますシミュレーションにといたことで、減少幅が抑えられるだろうといったことで、まさにこの計画全体が、令和27年で申しますと6,858と9,051の差、この差

を何とか生み出せるのがこの計画に基づく事業であろうと考えてございますので、決して見通しを甘くしているといった感はございませんで、例えば根拠なく人口が今と同じくスライドするといった前提でもございませし、日本全体と合わせまして本町の人口も減少していくではあろうけれどもといった前提の下、幹となるこの計画を策定させていただいてございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 今課長のほうから人口減対策ですか、のお話が出ました。どこの団体なのか、組織というか、機関なのか分かりませんが、若い女性の方々、10代後半から20代全般の方々、社会人、それから学生含めてね、女性の方々の結婚に対する考え方のアンケートを取ったようです。アンケートを取った結果、7割の女性が結婚しても子供をつくらぬという回答だったそうです。その原因は何かというのと、やはり自分の時間が持てないとか、子育てに時間を費やすのは大変だとかというような、結婚しても子供をつくらぬ理由だったということを発表されました。

さてさて困った日本になるなという思いもいたしましたし、今後人口減対策についての施策として結婚を推進するのもこれは大事なことでありますが、それ以上にそういった若い方々の意識改革といいますか、やっぱり子供をつくり育てるんだという意識改革が大事なのかなという思いもいたしましたし、町とし行政としてはやはり子供がつくりやすい環境整備、今朝の三陸新報さん見ましたら、気仙沼市では不妊治療費無償化いうふうなことでも載っておりましたけれども、そういった行政としての仕事、事業として人口減対策についてのそういったことに力を注ぐべきではないかなという思いもいたしましたので、今発言させてもらいました。町長、いかがですかね、そういう今後の人口減対策に対する行政としての進め方、考え方、あればお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今議論いただいているのは基本的な考え方、いわゆる総合計画としての議会の議決部分ということについての御意見をいただいているところでございますので、今そういった個別の政策の問題については、いずれこれは実施計画の中でということになるかというふうに思ひます。御案内のとおりこれは国家の問題だというふうに思ひておりましたが、そういった思ひは今の政府与党においても大変強い思ひを持っているわけでございますが、総理のほうも異次元のといいますか、いずれなかなか具体的な案が出てこなくて、どういふ財源手当てをするんですかということになりますと、先日報道ありましたように平均600円

ですか、のいわゆるこれは実績的には賃上げとすれば増税にならないというふうなお話、どうも私は全くかみ合っていないと思っているんですが、そういう状況の今の国の経緯がありますので、この辺はしっかりと地元の国会議員の先生含めてその辺については国のほうに、日本としての政策としての在り方ということについて、我々として意見をこれまでもそうですが、これからも述べていくということが非常に大事だなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第50号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第50号令和5年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、物価高騰対策として本町が行う生活支援に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第50号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,372万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億560万3,000円とするものでございます。

次に、2ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、歳入の14款国庫支出金の構成比は14.1%、補正されなかった款項に係る額が85.9%でございます。

続いて、3ページの歳出でございます。

2款総務費21.0%、3款民生費18.4%、補正されなかった款項に係る額が60.6%でございます。

次に、予算の詳細を御説明いたします。

7ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額4,372万7,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

今回の補正予算につきましては、全てこの交付金を財源として、次に説明いたします歳出での事業を行うものでございます。

8ページの歳出を御覧願います。

科目別に説明いたします。

2款1項11目電子計算費12節委託料110万円につきましては、次の3款で説明いたします低所得者世帯生活支援給付金支給等に係るシステムの改修委託料でございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費19節扶助費3,500万円の補正につきましては、住民税均等割世帯350世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するものでございます。

予算書下段の同じく1目児童福祉総務費19節扶助費750万円の補正につきましては、低所得世帯子ども加算給付金として、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみの世帯における対象者150名に対し、1人当たり5万円を給付するものでございます。

なお、議案関係参考資料、最終の16ページをお開き願えればと思いますけれども、この議案の関係参考資料に具体の事業詳細を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） この事業に関しては別にあれなんですけれども、そこで関連で伺いたいですけれども、よく生活支援とか、あと敬老会等の給付というかする場合に、商品券とか

で給付というか、配られる場合があるんですけども、そういった際に使われている方から結構耳にすることが、期限が短いんじゃないかというそういう話を結構聞きます。それで、今回はこの支援は現金なんでしょうけれども、そういったやつがあって、商品券等で配るようなときはそういった期限等を、その事業にもよるんでしょうけれども、幾らかでも延ばせるのか延ばせないのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 商品券の使い方というふうなことの御質問だと思いますけれども、期限が短いというふうなお話がありましたけれども、商品券自体、必ず期限をもってやらなければならないというルールもございますし、当然今回もそうですけれども、地方創生の臨時交付金に関しましては、年度内に全て要は会計を閉じて幾ら使ったかというのはお示ししなければなりませんので、すべからく年度年度で区切らなければならないというふうな事業であることで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） まるで議題以外の話だと思うんですけども、今野雄紀君、簡潔に行ってください。

○10番（今野雄紀君） あと、議題以外でもう一件あるんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 駄目です。

○10番（今野雄紀君） 補正が組めるか組めないかのことをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 何ですか。

○10番（今野雄紀君） 具体には、なかなか解決しなかったので、この議場で補正がそういったケースは組めるのかということを確認したいと思うんですけども、発言よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） それはどうでしょう。

○10番（今野雄紀君） 聞きたいことは、実は漁師の方から、まだ海の中に車が沈んでいて、それを取ってほしい、取ったほうがいいんじゃないかとか、あと漁の邪魔になるので、そういった予算は補正で組めるのか、それとも別枠であるのか。その点引っかけようがなかったので今お聞きしたいと思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 担当課に行って相談してくださいよ、それはまず。

○10番（今野雄紀君） 担当課に行ったらちょっとらちが明かなかったもんですから、そこで改めてこの議場で伺っているんですけども、もしこの場で駄目でしたら、3月の議会でも改めて

どこかで伺いたいんですが、お答えできるようでしたらこの場で伺っておければと思います。

○議長（星 喜美男君） 答弁できますか。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 例えばその車がこういった原因で沈んでいるのかとかというふうなものもございまして、それは町で上げるべき車なのか、例えば国で上げるべきものなのかというふうな部分もあると思いますので、その辺はちょっと庁内でも議論をさせていただかなければならないと思うんですけれども、ただいずれそういった上げなければ住民生活に支障があるというふうな部分であれば、上げるよう努力はさせていただけるのかなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の課長の答弁であれなんですけれども、多分というか震災のときに沈んだやつじゃないかとその漁師の方は言っていて、2台あって、あとうちの店の黒崎の店の前にも1台沈んでいるというそういう情報というか、昨今その海域では漁協の方が、漁協の事業だと思うんですけれども、潜って何か漁をしているみたいなので、そういったときの発見もあったのかと思われましてけれども、そこで再度伺いたいのは、復興の部分だと思われ……（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 発言してみないとどういう内容か分からないので、どうぞというお話で許可されたんだと思いますが、明らかに議題外だと思いますので、この場で質疑するのはいかがなものかと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 私もそう思っています。この件、あと担当課に行ってそれは相談してください。

ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 2点ほどお伺いします。

まずもって、これは全部国費で補助事業なの分かりました。それから、18歳未満ということなんですけれども、1人につき5万円、この内容を見ると、例えばその世帯に18歳未満の子供が2人、3人いたとすると、3人分出ると5万円だから、三五の十五万、3人いれば15万とそのように解釈するんですけれども、それでいいのか、一つ。

それから、今ここに来て、3月までにこれを実績出さなきゃならないとした場合、非課税世帯というのが前からコロナの関係でリストがあると思うんですけれども、口座振込にするのか現金給付にするのか、それによっても3月実績というまでには大変なことだと思いますけ

れども、その辺の見通しはどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） こども加算給付金の件なんですけれども、議員おっしゃったように、世帯の中の18歳未満の児童の数でカウントいたしますので、その世帯で2人いれば2人分、3人いれば3人分の支給ということになります。

それから、支給方法でございますけれども、こちらは基本的には口座振込で実施していくということでやっていきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 先ほどの説明の中で該当者150人と私聞いたんですけれども、全体で150人なのか、該当者が子供の18歳未満の150人なのか、その辺をお伺いします。

そして、今口座振込ということなので、であれば3月までの実績には間に合って精算が終わるのかなという見通しが立てられるわけで、分かりました、その辺は。その辺だけお願いします、人数。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今回、子供の部分で対象になるのが住民税非課税世帯、それから住民税均等割のみ課税世帯、一つのくくりとすると低所得世帯ということになります。その世帯の中で実際カウントすると、150人子供さんがいらっしゃるということになります。

それから、その支給に関しては当然口座振込ではありますが、今2月の中旬でございますので時間的に限られておりますので、そこはしっかり時間も気にしながら年度内に終わるように進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この対象者が150人ということで分かりました。そうした場合、非課税世帯ではなくて、実際の高校生以下、18歳以下が何人いるかについては、もし分かっている範囲でいいですのでお答え願います。（「150人と言っている」の声あり）該当者、対象外も含めるとということ。

○議長（星 喜美男君） 答弁できますか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 町内の18歳未満の全体の数でいえば、約1,300人くらいであると。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年度南三陸町議会2月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時07分 散会